

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 8 年 6 月 30 日

提出者

住所 奈良市六条町102番地の1

氏名 医療法人康仁会 西の京病院

理事長 吉岡 伸夫

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0742-35-2500



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人康仁会 西の京病院
事業場の所在地	奈良市六条町102番地の1
事業の種類	医療・福祉・医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	130.00 t	全処理委託量	40.00 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	40.00 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	90.00 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前年度 43.05 t
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）電子マニフェストでの廃棄物管理の運用済です。	

※事務処理欄

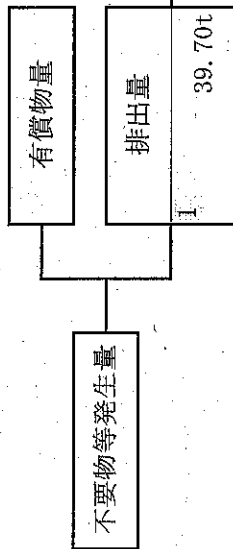
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 別紙

氏名又は法人名		報告担当者所属部署	担当者氏名	電話番号
医療法人康仁会 西の京病院		総務課	高安輝幸	0742-35-2500

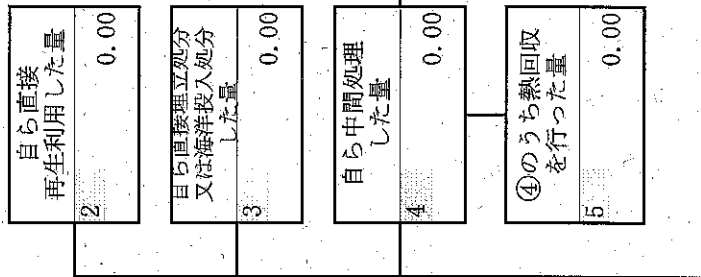
特別管理産業廃棄物の種類	排出量	中間処理を含まない					中間処理を含む					委託処理した廃棄物に関する事項				
		中間処理を含まない		中間処理を含む			中間処理を含まない		中間処理を含む			自ら処理した後の処理委託量		(委託先の区分ごとの処理委託量)		
		自ら再生利用を行った量	自ら埋立又は海洋投入した量	自ら中間処理を行った量	うち熱回収を行った量	中間処理後の残存量	自ら中間処理した量(自動計算)	中間処理後の再生利用量	中間処理後のうち埋立又は海洋投入量	全処理委託量(自動計算)	うち焼却処理委託量	再生利用業者	固定熱回収業者	固定業者以外の熱回収業者	その他の中間処理業者	埋立処分業者
1 感染性廃棄物	1 39.70t	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
2 感染性廃棄物	92.06t			92.06t		92.06t				92.06t					0.00t	
3										0.00t					0.00t	
4										0.00t					0.00t	
5										0.00t					0.00t	
6										0.00t					0.00t	
7										0.00t					0.00t	
8										0.00t					0.00t	
9										0.00t					0.00t	
10										0.00t					0.00t	
11										0.00t					0.00t	
12										0.00t					0.00t	
13										0.00t					0.00t	
14										0.00t					0.00t	
15										0.00t					0.00t	
合計	128.96t	0.00t	0.00t	96.56t	0.00t	96.56t	96.56t	0.00t	0.00t	128.96t	128.96t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 感染性廃棄物)



項目	実績値
① 排出量	39.70t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.00
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00
③+⑨ 自ら埋め立て処分又は海洋投入処分した量	0.00
⑩ 全処理委託量	39.70t
⑪ 優良認定処理事業者への処理委託量	39.70t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.00
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0.00
⑭ 熱回収認定業者以外の処理委託量	0.00



②のうち 自ら直接再生利用業者 への処理委託量	12	0.00
③のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	13	0.00
④のうち 優良認定処理事業者 への処理委託量	14	0.00
⑤のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	15	0.00
⑥のうち 再生利用業者 への処理委託量	16	0.00
⑦のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	17	0.00
⑧のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	18	0.00
⑨のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	19	0.00
⑩のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	20	0.00
⑪のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	21	0.00
⑫のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	22	0.00
⑬のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	23	0.00
⑭のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	24	0.00
⑮のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	25	0.00
⑯のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	26	0.00
⑰のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	27	0.00
⑱のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	28	0.00
⑲のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	29	0.00
⑳のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	30	0.00
㉑のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	31	0.00
㉒のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	32	0.00
㉓のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	33	0.00
㉔のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	34	0.00
㉕のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	35	0.00
㉖のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	36	0.00
㉗のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	37	0.00
㉘のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	38	0.00
㉙のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	39	0.00
㉚のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	40	0.00
㉛のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	41	0.00
㉜のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	42	0.00
㉝のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	43	0.00
㉞のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	44	0.00
㉟のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	45	0.00
㊱のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	46	0.00
㊲のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	47	0.00
㊳のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	48	0.00
㊴のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	49	0.00
㊵のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	50	0.00
㊶のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	51	0.00
㊷のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	52	0.00
㊸のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	53	0.00
㊹のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	54	0.00
㊺のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	55	0.00
㊻のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	56	0.00
㊼のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	57	0.00
㊽のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	58	0.00
㊾のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	59	0.00
㊿のうち 熱回収認定業者 への処理委託量	60	0.00

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理した後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況が明らかにした書類を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。